佐賀県後期高齢者医療広域連合公告式条例

（平成19年２月１日条例第２号）

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づく公告式に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例の公布）

第２条　条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に広域連合長が署名しなければならない。

２　条例の公布は、佐賀市大和支所前の掲示場に掲示してこれを行う。

（規則に関する準用）

第３条　前条の規定は、規則の公布について準用する。

（規程の公表）

第４条　規則を除くほか、広域連合長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び広域連合長名を記入して、広域連合長印を押さなければならない。

２　第２条第２項の規定は、前項の規程について準用する。

（その他の規則及び規程の公表）

第５条　第２条の規定は、議会の会議規則その他広域連合の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第１項中「広域連合長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

２　前条の規定は、広域連合の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第１項中「広域連合長名」とあるのは「当該機関を代表する者」と、「広域連合長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

（規則又は規程の施行期日）

第６条　広域連合長の定める規則若しくは規程又は広域連合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附　則

この条例は、平成19年２月１日から施行する。